りそな年金研究所

りそな年金トピックス

りそな銀行 RESONA

《確定拠出年金・確定給付企業年金関係》

2026 年 11 月 19 日

「企業年金の加入者のための運用等の見える化」に関する最近の動向について（その２）

2025（令和 7）年 6 月に公布された「年金制度改正法（※１）」にて、「企業年金の運用の見える化（情報開示）」が確定しています。本件について、厚生労働省のウエブサイトに、専用のページが開示されています（※２）。

弊社では、2026（令和 8）年 5 月 11 日に「りそな年金トピックス」（※３）として、その概略をご案内しておりますが、2026（令和 8）年 11 月 16 日に新たな動きがありましたので、下記の通り、ご案内いたします。なお、この情報は、2026（令和 8）年 11 月 17 日時点のものです。

（※１）この法律の正式名称は、以下の通りです。
・社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和７年法律第７４号）

（※２）この情報が開示されている厚生労働省の専用のページの URL は以下の通りです。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/mieruka.html

（※３）2026（令和 8）年 5 月 11 日の「りそな年金トピックス」は、末尾に添付しています。

記

１．厚生労働省のウエブサイトに設けられた専用のページの構成

◎以下の５つの項目で構成されています。この項目の構成については、2026 年 5 月から変更されていません。
- 概要
- 企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会について
- 業務報告書等の見直しについて
- 企業年金総合情報管理システムについて
- 見える化（情報開示）の対象となる項目について

２．2026（令和 8）年 11 月 16 日に新たな動き

◎上記の４番目の項目である「企業年金総合情報管理システムについて」の中に、2026（令和 8）年 11 月 16 日付で、「厚生労働省年金局企業年金・個人年金課」から「規約型企業年金（規約型 DB）実施事業主」および「企業年金基金 理事長」あてに、「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の様式及び提出方法の見直しに向けた準備について（依頼）」と題した「事務連絡」を送付した旨の記載がありました。

◎当該「事務連絡」は、「規約型 DB 実施事業主」および「企業年金基金」に送付されることとなっているものですが、ここでは、その内容を紹介させていただきます。

３．「規約型 DB 実施事業主」および「企業年金基金」に送付された「事務連絡」の概要

◎2026（令和 8）年 11 月 16 日付で、「規約型 DB 実施事業主」および「企業年金基金」あてに、送付された「事務連絡」には、以下のような内容が掲載されています。

・年１回報告することとなっている「事業報告書」について、2027（令和９）年６月１日以降を決算日とするものからオンライン提出に対応できるよう、準備をお願いしたいということ
・上記のオンライン提出については、デジタル庁が発行する G ビズ ID（法人共通認証基盤）が必要となるので、報告書の提出時期に間に合うように事前に G ビズ ID の取得手続きの実施をお願いするということ
・この件については、受託機関と連携して欲しいということ

◎また、この「事務連絡」の他に、厚生労働省作成のチラシも掲出されています。

・厚生労働省のウエブサイトの専用のページに、掲出されているチラシの URL は以下の通りです。
https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001713291.pdf

４．「規約型 DB 実施事業主」および「企業年金基金」が事前準備すべきこと

◎G ビズ ID の取得

・厚生労働省のウエブサイトの専用のページに、G ビズ ID の取得方法についての案内書面が掲載されています。この案内書面の URL は以下の通りです。
https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001713294.pdf

◎新たな事業報告書を作成すること

・現在の「事業報告書」に、新たな項目が追加されることとなりますが、現時点では、2026 年 5 月 11 日付の「りそな年金トピックス」の『３．見直しが予定されている「業務報告書」等について』でご案内しております情報からの変化はみられません。
・正式な通知が発出されしだい、別途、ご案内いたします。

５．「企業型 DC 実施事業主」における対応について

◎企業型 DC についても、DB と同様に、年１回の業務報告書の項目が追加されることとなりますが、現時点では、2026 年 5 月 11 日付の「りそな年金トピックス」の『３．見直しが予定されている「業務報告書」等について』でご案内しております情報からの変化はみられません。

◎規約型 DB 実施事業主および企業年金基金向けと同様に、厚生労働省が企業型 DC 実施事業主向けにチラシを作成しています。

・厚生労働省のウエブサイトの専用のページに、掲出されている企業型 DC 実施事業主向けのチラシの URL は以下の通りです。
https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001713292.pdf

【ご参考】

「企業年金の加入者のための運用等に見える化」に関する内容については、厚生労働省のウエブサイトに、専用のページが開示されていて、随時更新されています。弊社では、この件について、2026 年 5 月 11 日に「りそな年金トピックス」として情報発信しております。当時の「りそな年金トピックス」として情報発信した内容は、以下の通りです。

《確定拠出年金・確定給付企業年金関係》

2026 年 5 月 11 日

「企業年金の加入者のための運用等の見える化」に関する最近の動向について

2025（令和 7）年 6 月に公布された「年金制度改正法（※１）」にて、「企業年金の運用の見える化（情報開示）」が確定しています。本件について、厚生労働省のウエブサイトに、専用のページが開示されています（※２）ので、その概略を下記の通りご案内します。なお、この情報は、2026（令和 8）年 5 月 7 日時点のものです。新たな動きがありしだい、別途ご案内します。

（※１）この法律の正式名称は、以下の通りです。
・社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和７年法律第７４号）

（※２）この情報が開示されている厚生労働省の専用のページの URL は以下の通りです。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/mieruka.html

記

１．厚生労働省のウエブサイトに設けられた専用のページの構成

◎以下の５つの項目で構成されています。
・概要
・企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会について
・業務報告書等の見直しについて
・企業年金総合情報管理システムについて
・見える化（情報開示）の対象となる項目について

２．「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」が開催された日

◎以下の日程で、合計２回開催されています。
・第１回　2025（令和 7）年 10 月 7 日
・第２回　2026（令和 8）年 1 月 28 日
◎上記２回の議事録や配付資料が掲載されている URL は以下の通りです。
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-nenkin_129221_00001.html

３．見直しが予定されている「業務報告書」等について

◎企業型の確定拠出年金、確定給付企業年金ともに、「業務報告書」等の書式は、「通知」により制定されているものですが、これらの内容を改正する「通知」は、現時点では発出されていません。

◎その代わりに、以下の２つの事務連絡（いずれも、厚生労働省年金局企業年金・個人年金課から地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課あて）が発出されていて、それらが専用のページでも開示されています。なお、いずれの事務連絡にも、「業務報告書」等の書式の改定の他に、「オンライン提出」を予定している旨の記載もあります。

・2025（令和 7）年 11 月 14 日の事務連絡

・・・「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の様式及び提出方法の見直しの予定について」

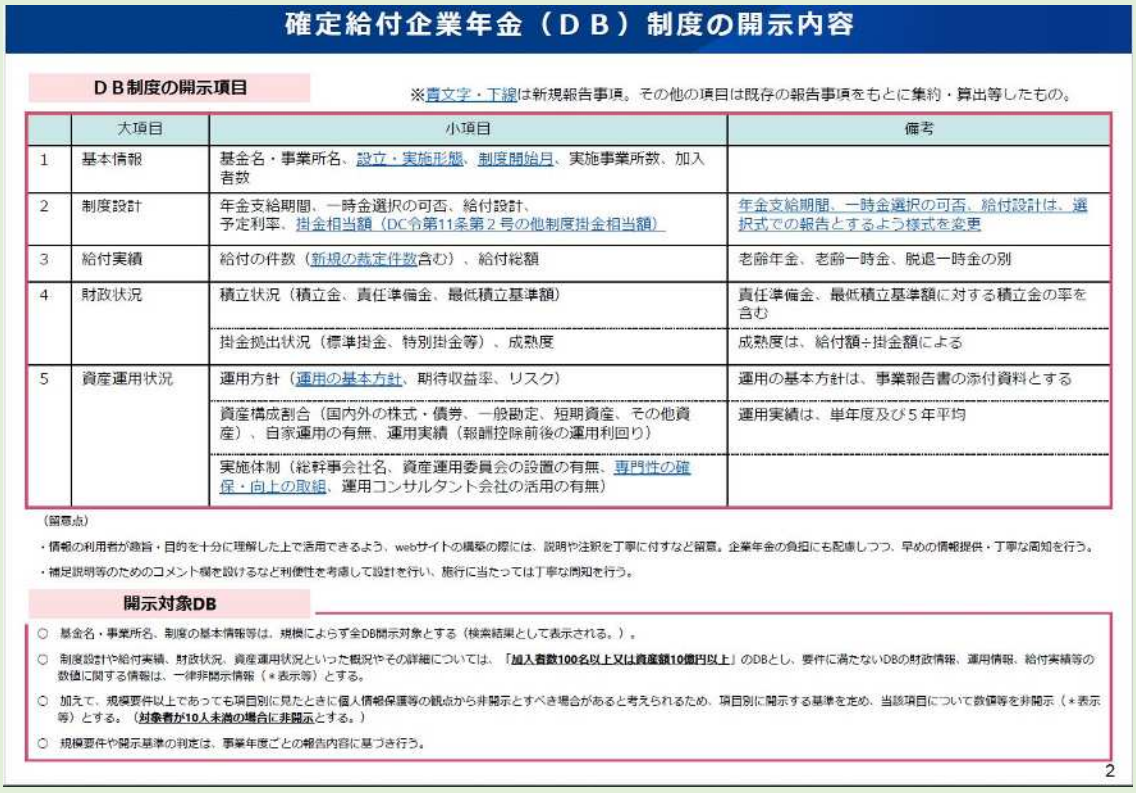
・2026（令和 8）年 1 月 21 日の事務連絡

・・・「確定拠出年金の企業型年金に係る業務報告書の見直しの予定について」

４．「見える化」の対象となる項目について

◎2025（令和 7）年 10 月 7 日に開催された第１回「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」において開示項目の案について議論が行われた結果、示された案の通りの開示項目に留意点が追記されたものが「見える化の対象となる項目は以下のとおり」として専用のページに掲載されています。

◎掲載されている開示内容は、以下の通りです。



確定給付企業年金（ＤＢ）制度の開示内容

ＤＢ制度の開示項目

※青文字・下線は新規報告事項。その他の項目は既存の報告事項をもとに集約・算出等したもの。

	大項目	小項目	備考
1	基本情報	基金名・事業所名、設立・実施形態、制度開始月、実施事業所数、加入者数	
2	制度設計	年金支給期間、一時金選択の可否、給付設計、予定利率、掛金相当額（DC令第11条第２号の他制度掛金相当額）	年金支給期間、一時金選択の可否、給付設計は、選択式での報告とするよう様式を変更
3	給付実績	給付の件数（新規の裁定件数含む）、給付総額	老齢年金、老齢一時金、脱退一時金の別
4	財政状況	積立状況（積立金、責任準備金、最低積立基準額）	責任準備金、最低積立基準額に対する積立金の率を含む
		掛金拠出状況（標準掛金、特別掛金等）、成熟度	成熟度は、給付額÷掛金額による
5	資産運用状況	運用方針（運用の基本方針、期待収益率、リスク）	運用の基本方針は、事業報告書の添付資料とする
		資産構成割合（国内外の株式・債券、一般勘定、短期資産、その他資産）、自家運用の有無、運用実績（報酬控除前後の運用利回り）	運用実績は、単年度及び５年平均
		実施体制（総幹事会社名、資産運用委員会の設置の有無、専門性の確保・向上の取組、運用コンサルタント会社の活用の有無）	

（留意点）

・情報の利用者が趣旨・目的を十分に理解した上で活用できるよう、webサイトの構築の際には、説明や注釈を丁寧に付すなど留意。企業年金の負担にも配慮しつつ、早めの情報提供・丁寧な周知を行う。

・補足説明等のためのコメント欄を設けるなど利便性を考慮して設計を行い、施行に当たっては丁寧な周知を行う。

開示対象DB

○ 基金名・事業所名、制度の基本情報等は、規模によらず全DB開示対象とする（検索結果として表示される。）。

○ 制度設計や給付実績、財政状況、資産運用状況といった概況やその詳細については、「**加入者数100名以上又は資産額10億円以上**」のDBとし、要件に満たないDBの財政情報、運用情報、給付実績等の数値に関する情報は、一律非開示情報（＊表示等）とする。

○ 加えて、規模要件以上であっても項目別に見たときに個人情報保護等の観点から非開示とすべき場合があると考えられるため、項目別に開示する基準を定め、当該項目について数値等を非開示（＊表示等）とする。（**対象者が10人未満の場合に非開示**とする。）

○ 規模要件や開示基準の判定は、事業年度ごとの報告内容に基づき行う。

2

（出所）令和８年３月 31 日付「企業年金の加入者のための運用等の見える化（開示項目）」２ページ



企業型確定拠出年金（ＤＣ）制度の開示内容

ＤＣ制度の開示項目

※青文字・下線は新規報告事項。その他の項目は既存の報告事項をもとに集約・算出等したもの。

	大項目	小項目	備考
1	制度情報	規約名、規約承認番号、制度開始月、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、実施形態、運営管理機関名（商品選定・提示業務を行う機関、記録関連業務を行う機関）	
		加入者数、加入者の平均年齢、運用指図者数	
		掛金総額（事業主掛金、加入者掛金の別）、加入者掛金拠出人数、加入者掛金拠出者の割合	
2	運用の方法・運用の指図にかかる情報	運用の方法ごとに、 商品名、元本確保型か否かの分類、種類、資産額、加入者数、運用指図者数、選定年度（将来分のみ）、除外済みか否か	
		運用実績（運用利回り平均）	各DCの全体の平均値
3	指定運用方法の状況	提示の有無、商品名、種類、指定運用方法の適用人数、指定運用方法の適用資産額、当該指定運用方法を選定した年度	
4	加入者資格喪失者（離転職者）の情報	加入者資格喪失者（離転職者等）に占める特定運営管理機関に自動移換された者の割合	
5	その他	事業所の所在地（都道府県）	検索項目として使用

（留意点）

・情報の利用者が趣旨・目的を十分に理解した上で活用できるよう、webサイトの構築の際には、説明や注釈を丁寧に付すなど留意。企業年金の負担にも配慮しつつ、早めの情報提供・丁寧な周知を行う。

開示対象ＤＣ

○ 事業所名・規約名は、規模によらず全件開示対象とする。

○ 個人情報保護等の観点から、非開示とすべき項目を定め、数値等を非開示（＊表示等）とする。（**対象者が10人未満の場合に非開示**とする。開示基準の判定は、事業年度ごとの報告内容に基づき行う。）

3

（出所）令和８年３月 31 日付「企業年金の加入者のための運用等の見える化（開示項目）」３ページ

以上

以上